

浜田キャンパスボランティア活動参加に関するコロナ対策ガイドラインの修正について

(令和5年4月1日版)

島根県立大学浜田キャンパス 地域連携推進委員会

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大予防のために、本学浜田キャンパス学生のボランティア活動参加者（「参加者」）が遵守すべき事項を記載したものである。参加者はこの遵守事項をよく読み、事前承諾事項を了承した上でボランティア活動に参加するものとする。

1. ボランティア活動可能地域

原則、島根県内でのボランティア活動

2. 参加者の事前承諾事項

(1) ボランティア活動等の参加における感染リスクについて

主催者等が感染防止対策を適切に実施し、参加者がこの遵守事項を遵守したとしても、感染を完全に予防できるものではないことを理解した上で、ボランティア活動等に参加すること。

(2) 遵守事項その他の措置・指示について

当ガイドラインの「遵守事項」を遵守するとともに、主催者や会場等の定める措置及び指示に従うこと。

(3) 感染拡大防止のため、感染拡大傾向や学内クラスター発生した場合等は活動中であっても活動停止となることがあることに同意すること。

(4) 個人情報について

ボランティアに参加登録した学生氏名および連絡先に関する情報は、①ボランティア活動等の実施に必要な範囲で利用されること、②新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、必要に応じて保健所等行政機関へ提供される場合があることに同意すること。

3. 参加者の遵守事項

(1) 活動前・活動中・活動後

① 活動の前後、活動中を問わず、常時、石鹸等での手洗いうがいを徹底すること。

(2) 活動前

① 活動までに、「(別紙)健康状態チェックリスト」の事項を確認し、いずれか一つでも該当する場合は、参加を取りやめること。

② 予めボランティア活動場所までの移動手段を検討しておき、1つの車両に人が密集することがないように調整をすること。

(3) 活動中

- ① マスクを持参し、受付時や会場内では原則着用するほか、咳エチケットや、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。
※アルコール過敏症の人など、消毒液を利用することが好ましくない人については、石鹸を用いた手洗いを入念に行うこと。
- ② ボランティア活動等前後や休憩中も、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を最低1 m（できるだけ2 m以上）確保（介助者や誘導者が必要な場合は除く。）し、三つの密（密集・密接・密閉）を避けること。室内の場合は30分に1回程度の換気を行なうこと。
- ③ ボランティア活動において、コミュニケーションは非常に重要ではあるが、感染対策として近距離での会話は避け、会話をする場合はマスクを着用すること。
- ④ ボランティア活動等時に必要な物品については、やむを得ない場合を除き、参加者同士での共用は控えること。
- ⑤ 会場内での飲食はなるべく控えること。なお、活動中・活動後に集まって飲酒・飲食（いわゆるコンパ、打ち上げ、茶話会等）を行なう場合は、感染防止対策を徹底して行うこと。また、飲食店を利用する場合は、感染対策を行っている店舗（新型コロナ対策認証店など）を極力選択すること。
- ⑥ 私的な事象で生じたゴミは持ち帰ること。
- ⑦ 感染防止のために主催者等が決めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。

(4) 活動後

- ① ボランティア活動等参加後3日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、本学事務局（学務課及び連携交流課）に速やかに連絡すること。

(別紙)

- 健康状態チェックリスト -

このチェックリストは、ボランティア活動に参加にあたって、新型コロナウイルス感染拡大予防のために健康状態を確認するためのものです。参加者は主催者等が行う検温等の健康状態のチェックを受け、当チェックリストに該当しないことを確認した上でボランティア活動に参加してください。

以下の事項が1つでも該当している場合はボランティア活動への参加を取りやめてください。

【健康状態チェック事項】

- 活動当日の体温が 37.5 度以上、もしくは平熱比 1 度を超過している
- 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状がある
- だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
- 嗅覚や味覚の異常がある
- 新型コロナウイルス感染症濃厚接触者である
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- 政府や自治体が定める社会・経済活動の制限や自粛要請が出ている地域からの参加である

- 感染対策留意事項（主催者用） -

このチェックリストは、ボランティア活動主催者に向けた感染対策留意事項です。ボランティア実施にあたっては下記項目の全てを徹底していただくようお願いします。

【感染対策留意事項】

- 体調不良者の活動制限
活動開始時に、検温等の健康状態のチェックを行い、体調不良者の参加は控えさせる。
- 飛沫の抑制
飛沫が発生する行為を抑制するため、マスクの正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底する。
- 手指消毒の徹底
こまめな手洗いやアルコールによる手指消毒の徹底を促す（アルコール消毒設置やアナウンスの実施）。
- 換気の徹底
法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（30分に1回・1回5分以上）をおこなう。
- 飲食の制限
飲食可能エリアにおける感染防止策の徹底および活動中・活動後に集まって飲酒・飲食を行なう場合は、感染予防対策を徹底して行うこと。また、飲食店を利用する場合は、感染対策を行っている店舗（新型コロナ対策認証店など）を極力選択すること。